

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

1 本質的価値の維持について

- ・墳丘を保護するため、適切な整備を行い、表面維持のための措置をはかる。
- ・馬越長火塚古墳は、石室の安全性を確保するために必要な調査と補修を行う。

2 本質的価値の共有について

- ・遺構（墳丘）の適正な保存と管理のため、必要な追加指定と指定地の公有化を推進する。
- ・特に、馬越長火塚古墳は、石室や墳丘保護のため計画的な樹木管理を行う。
- ・出土遺物の適切な保存と管理を行う。

3 人々の営みや景観との共存について

- ・史跡と地域住民との共生を念頭におき、現在の生活環境や農業環境の維持が可能な現状変更の取扱基準を明確化させる。
- ・生活道路や上水道など、史跡指定地内に存在する地域の生活基盤や農業基盤に関わる施設の維持管理等には最大限の配慮を行う。
- ・管理放棄地への適切な対応など、地域の良好な景観形成に資する史跡の保存管理を目指す。

4 地区区分の概要

上記1から3の保存管理の方向性を具体化するために、次のような考え方に沿った地区区分を設定する。

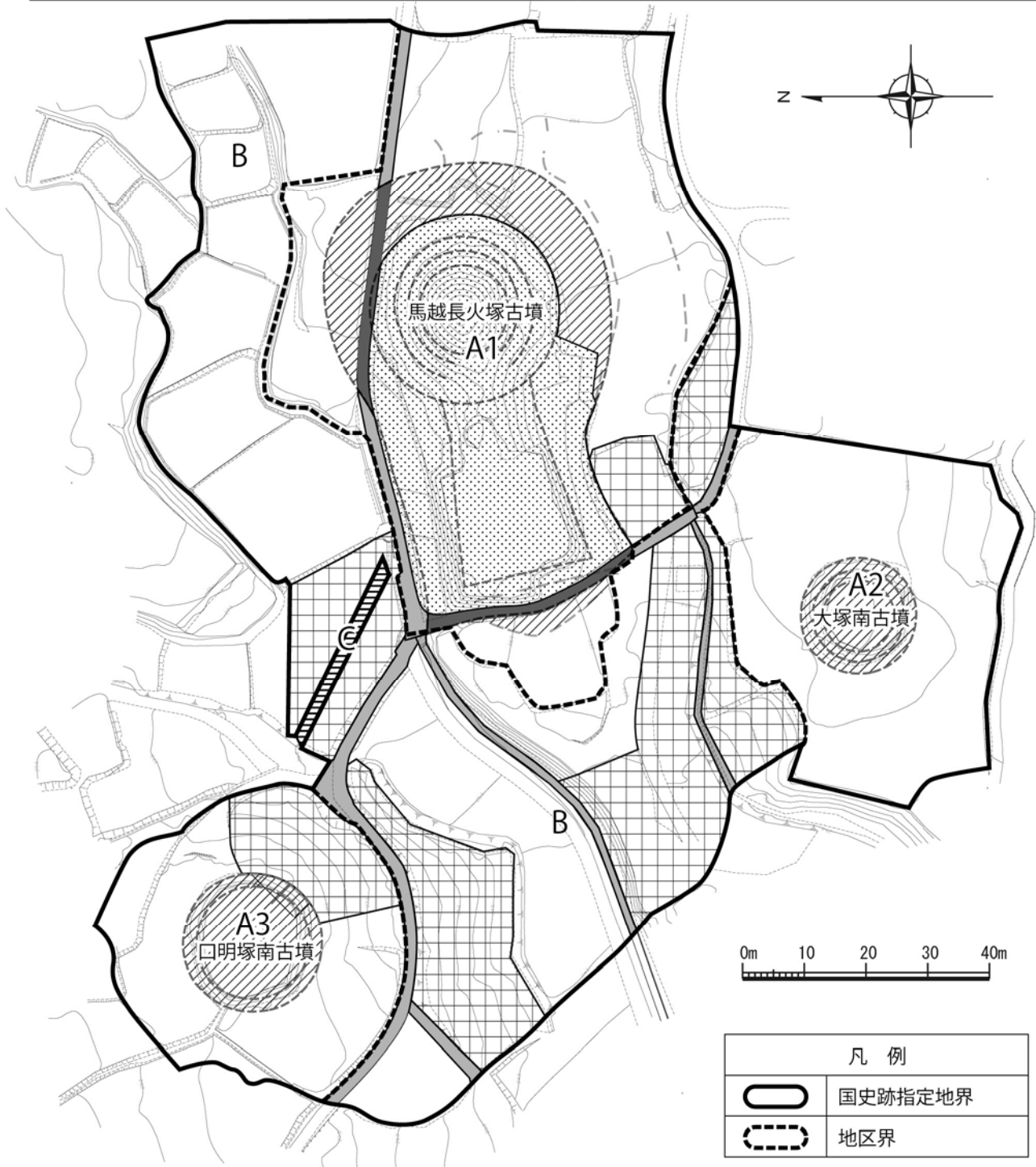
地区区分は、史跡の主たる構成要素の有無、史跡指定地の内外を基準に大きくA、B、C、Dに大別した。このうち、史跡の主たる構成要素については、その特徴を生かした地区細別を行い、保存管理のみならず、整備活用と連動した区分とした。さらに現況の土地利用状況で細別を性格づけすることで、現状変更の取扱基準の設定を容易にする区分とした。D地区は馬越地区の前期及び後終末期の古墳群とその一帯で、設定にあたっては、地域全体の歴史的空間の整備活用を視野に入れ、史跡指定地外の史跡の保存管理と周辺景観の保全に万全を期すことを目指した。なお、D地区は景観計画と連動してエリアを指定するものであり、「図 38 馬越地区の整備計画図」に対象となる古墳の位置を示す。

本章では、上記の方向性に沿った保存管理の具体的な手法として、以下の4項目について環境に配慮した保存管理の方針を定める。

○環境に配慮した保存管理

- ・公有化の方針
- ・保存管理手法の提示
- ・現状変更の取扱い
- ・追加指定の方針

地区	説明 (地区大別)	記号	説明 (地区細別)	記号	説明 (細別性格)	イ 道路敷・水路敷	ロ 農地	ハ 雑種地・山林
A	史跡の主たる 構成要素	1	馬越長火塚古墳	a	墳丘			
		2	大塚南古墳					
		3	口明塚南古墳	b	周囲			
B	史跡の歴史的な立地景観を構成する要素							
C	今後保護を要する範囲(未指定地区)					豊川用水(地上権設定範囲)		
D	馬越地区の前期及び後終末期の古墳群とその一帯					「図38 馬越地区の整備計画図」に位置を示す。		



※巻末資料4にカラー図版を再掲

図35 地区区分図

第2節 環境に配慮した保存管理の方針

1 公有化の方針

将来的に農業振興地域整備計画との整合を図ったうえで、民有地の公有化を目指す。公有化の優先順位は次のとおりとする。

表 15 公有化の優先順位

優先順位	地 区	理 由
1	A 史跡の主たる構成要素 A 1 馬越長火塚古墳 A 2 大塚南古墳 A 3 口明塚南古墳	史跡の本質的価値を有する墳丘、石室、周辺施設が存在し、 確実な保存が必要なため。
2	B 史跡の歴史的な立地景観を構成する要素	史跡の立地する地形の保存が必要なため。
3	C 今後保護を要する範囲（未指定地区）	史跡の追加指定が行われた時点で、公有化が必要になるため。

2 保存管理手法の提示

(1) 土地利用の管理

指定地内は、既存の法適用と本計画にもとづく土地利用の管理を行う。

A、B地区の農地は農業振興地域の農用地に指定され、農地以外の土地利用への転換は制限されていることから、当面の間、農地としての利用継続を許容し、景観を著しく損ねることのないよう努める。原則として果樹等の植栽、改植、抜根は条件を付して認めるが、遺構に影響を与える地形の改変は認めないものとする。

A、B地区の管理放棄地は、土地所有者に適正な管理を促す。

C地区は、B地区の取扱いに準じるものとする。

D地区では、史跡と調和した良好な景観を維持するため、農地としての利用を継続する。

(2) 工作物（看板、道路、水路含む）

工作物の設置（新設）は、道路を除き、土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないもの限り、市教育委員会との協議の上、条件を付して許容する。改修、撤去は、設置から50年以上が経過した工作物を除き、その手法等について事前に市教育委員会と協議の上、条件を付して許容する。ただし道路の舗装、修繕については、土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

長期的には、A地区の道路は、遺構への影響をみながら移設を検討する。

詳細については、「表 17 史跡指定地内の現状変更の取扱基準」を参照のこと。

(3) 地下埋設物

A地区は、地下埋設物の新設は原則として認めない。B地区は、史跡の保存と活用に必要な施設と上水管・下水道管等ライフラインに関わる施設を除いて、地下埋設物の新設は原則として認めない。

既設の豊川用水の管渠及び上水道管の修理、更新等は、市教育委員会との協議の上、条件を付して許容する。A地区における地下埋設物の工事は、市教育委員会の立会いとする。

豊川用水は、関係機関との協議を進めながら取扱いを検討するが、利用権の設定期間内は現状維持を基本とする。

詳細については、「表 17 史跡指定地内の現状変更の取扱基準」を参照のこと。

(4) 植栽管理

墳丘上、あるいは墳丘周辺の樹木や植栽については、専門家による樹木調査結果に基づき、植栽管理計画をたて、適切な状態に維持管理を行う。「表 16 樹木調査結果」及び巻末「資料5 樹木調査結果」を参照のこと。

表 16 樹木調査結果

馬越長火塚古墳墳丘

対図 番号	種 名	胸高 直径 (cm)	胸高直径 合計 (cm)	胸高 周囲 cm	樹高 (m)	根の深さ <推定値> (cm)	備 考
A1	エノキ	28.3	42.0	88.8	11.0	117	二又
A2	エノキ	13.7		43.0	5.0		先折れ、二又
A3	ムクノキ	26.1	26.1	82.0	11.0	178	先折れ、ツル込
A4	エノキ	24.9	24.9	78.2	12.0	91	
A5	サクラsp.	46.8	46.8	147.0	11.0	167	幹折れ
A6	ヤマモモ	19.0	19.0	59.8	7.5	216	先折れ、
A7	エノキ	11.7	11.7	36.6	6.5	46	
A8	ムクノキ	40.7	40.7	127.8	10.0	235	空洞、先折れ、幹折れ
A9	ムクノキ	12.5	12.5	39.2	9.0	107	先折れ、幹折れ
A10	センダン	31.0	64.8	97.2	11.0	326	先折れ、二又
A11	センダン	33.8		106.2	11.0		先折れ、二又
A12	センダン	18.7		58.8	11.0		172
A13	クロガネモチ	45.5	45.5	143.0	11.0	219	先折れ、鳥の営巣木
A14	ムクノキ	36.6	36.6	114.8	11.0	223	先折れ、キノコ
A15	タブノキ	23.4	23.4	73.4	9.0	173	先折れ
A16	エノキ	27.5	27.5	86.4	9.0	84	先折れ
A17	エノキ	17.8	17.8	56.0	10.0	70	
A18	エノキ	16.9	16.9	53.2	10.0	69	ツル込
A19	センダン	27.0	27.0	84.8	9.0	180	先折れ
A20	ヒサカキ	11.5	11.5	36.0	6.0	79	
A21	不明	-	-	-	1.0		枯、切株、キノコ
A22	クスノキ	27.2	27.2	85.4	11.0	171	
A23	カゴノキ	35.4	35.4	111.0	10.0	194	
A24	アカガシ	26.1	26.1	82.0	9.0	98	
A25	アカガシ	46.6	46.6	146.2	10.0	142	
A26	不明	-	-	-	1.0		枯、切株
A27	カゴノキ	12.7	12.7	40.0	8.0	98	
A28	カゴノキ	14.6	14.6	45.8	7.5	102	
A29	エノキ	22.7	45.3	71.4	14.0	135	二又、ツル込
A30	エノキ	22.5		70.8	14.0		二又、ツル込
A31	センダン	30.1	55.7	94.4	11.0	296	先折れ、二又
A32	センダン	25.6		80.5	11.0		先折れ、二又
A33	センダン	32.4	56.4	101.8	12.0	308	二又
A34	センダン	23.9		75.2	11.0		二又、斜立、幹折れ
A35	クロガネモチ	27.2	27.2	85.4	12.0	178	鳥の営巣木
A36	ムクノキ	67.8	67.8	212.9	13.0	370	先折れ、株、幹の癒着
A37	カゴノキ	9.9	9.9	31.0	7.0	81	
A38	ヤブニッケイ	19.6	19.6	61.5	8.0	167	
A39	ムクノキ	42.7	42.7	134.0	11.0	250	ツル込
A40	タブノキ	36.5	54.6	114.5	11.0	317	二又
A41	タブノキ	18.1		56.8	11.0		二又
A42	不明	22.1	22.1	69.5	11.0		枯
A43	アカガシ	37.1	37.1	116.4	6.0	102	
A44	アカガシ	35.6	35.6	111.8	8.5	113	空洞、幹折れ

注) 根の深さ<推定値>: ①参考資料のサンプルデータを基に、「胸高直径合計」と「樹高」から算出した推定値の平均

②薄緑: 150~200cm、緑: 200cm以上

二 又: 1個体の樹木のうち、樹高3m以上であり胸高直径の位置で幹が2本に分かれていることを示す。

ツル込: 胸高直径を測定する際に、ツルが幹に密着していたためツルも併せて測定した。したがって、胸高直径が多少過大に測定されている。

参考) 樹木根系図説 (誠文堂新光社 昭和62年)

馬越長火塚古墳墳丘

対図番号	種名	胸高直径 (cm)	胸高直径合計 (cm)	胸高周囲 cm	樹高 (m)	根の深さ<推定値> (cm)	備考
A45	カゴノキ	22.3	22.3	70.1	8.5	137	
A46	カゴノキ	17.3	17.3	54.2	9.0	122	虫害
A47	カゴノキ	36.7	36.7	115.2	9.0	193	
A48	クスノキ	54.6	54.6	171.6	15.0	297	先折れ
A49	タブノキ	16.1	22.3	50.4	4.0	125	空洞、二又
A50	タブノキ	6.2		19.6	4.0		二又
A51	カゴノキ	15.1	28.1	47.3	7.0	148	二又
A52	カゴノキ	13.0		40.9	4.0		二又
A53	アカメガシワ	12.2	12.2	38.3	5.5	69	斜立
A54	アカガシ	32.8	32.8	103.0	8.5	108	ヤニ、虫害
A55	ヤブニッケイ	23.6	23.6	74.0	6.0	156	
A56	カゴノキ	22.4	22.4	70.2	6.5	124	
A57	エノキ	12.8	12.8	40.2	4.0	38	
A58	センダン	27.1	53.8	85.2	12.0	299	二又
A59	センダン	26.6		83.6	12.0		枯、二又
A60	センダン	16.7	36.9	52.4	12.0	243	裂傷、幹折れ、二又
A61	センダン	20.2		63.5	12.0		枯、幹折れ、二又
A62	カゴノキ	27.1	47.5	85.2	8.0	226	二又
A63	カゴノキ	20.4		64.0	8.0		二又
A64	カゴノキ	22.6	22.6	71.1	9.0	141	
A65	ムクノキ	41.7	41.7	130.9	16.0	275	
A66	コナラ	23.2	23.2	73.0	7.0	186	
A67	カゴノキ	25.8	25.8	81.1	6.0	134	
A68	エノキ	36.9	36.9	115.8	10.5	106	
A69	ムクノキ	35.2	58.0	110.6	11.5	319	二又
A70	ムクノキ	22.7		71.4	11.5		二又
A71	カゴノキ	21.1	21.1	66.2	7.5	126	
合計 (本)		71	59	71	71	-	

口明塚南古墳

対図番号	種名	胸高直径 (cm)	胸高直径合計 (cm)	胸高周囲 cm	樹高 (m)	根の深さ<推定値> (cm)	備考
B1	エノキ	56.2	56.2	176.6	11.0	143	ツル込
B2	エノキ	22.9	68.0	72.0	8.0	152	株、ツル込
B3	エノキ	26.1		81.8	8.0		株、ツル込
B4	エノキ	19.0		59.8	8.0		株、ツル込
B5	エノキ	38.7	179.9	121.5	13.0	371	株、ツル込
B6	エノキ	13.1		41.2	13.0		株、ツル込
B7	エノキ	47.0		147.5	13.0		株、ツル込
B8	エノキ	40.2		126.2	13.0		株、ツル込
B9	エノキ	40.9		128.5	13.0		株、ツル込
B10	カキノキ	18.7	18.7	58.8	4.0	117	ツル込
B11	エノキ	42.3	42.3	132.8	9.0	110	ツル込、先折れ
B12	エノキ	39.6	39.6	124.5	11.0	113	ツル込
B13	エノキ	33.2	33.2	104.4	14.0	113	ツル込、A17と癒着
B14	エノキ	33.5	33.5	105.1	14.0	114	ツル込
B15	エノキ	56.1	56.1	176.2	14.0	154	ツル込、二又が癒着
B16	エノキ	25.9	25.9	81.3	11.0	89	ツル込
B17	エノキ	43.5	43.5	136.5	11.0	120	ツル込、A13と癒着
合計 (本)		17	11	17	17	-	-

(5) 自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応

自然災害などにより史跡が被害を受けた場合、臨時的な復旧工事は市教育委員会の判断により実施することとし、史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事は、市教育委員会が文化庁の許可を得て実施する。

地震などにより墳丘にクラックが生じた場合は、市教育委員会が亀裂に砂を詰める、シート掛けを行うなどして被害を拡大させないよう応急処置をほどこした後、国、県と協議して対応を検討する。豪雨などにより墳丘盛土が一部流出した場合も、同様の処置をとる。

地震などにより石室の石材が変形、破損あるいは崩落した場合は、市教育委員会が早急に古墳周囲を立入禁止にし、シート掛けを行うなど、安全対策と現状維持のための応急処置をはかり、国、県と協議して対応を検討する。

イノシシによる墳丘の掘り起こしなどの動物被害が生じた場合は、自然災害と同様に市教育委員会が応急措置を講じた後、国、県と協議して、予防措置を検討する。

●非常時の対応プロセスと法手続きについて

地震、水害、豪雨・台風や、動物などにより史跡が滅失、き損等を受けた場合は、市教育委員会は、県教育委員会を通して速やかに文化庁に連絡を入れ、文化財保護法第33条を準用する第118・119条に基づき、文化庁にき損届けを提出する。

その後、史跡のき損状況等を把握し、応急措置や復旧の方針をたてて、関係機関（国・県）と協議を行い、文化財保護法125条第1項にもとづく現状変更申請が必要か、または文化財保護法125条第1項ただし書、第127条第1項にもとづく復旧届でよいか、確認する。

現状変更申請を要する復旧の場合、市教育委員会は現状変更申請を行った後、計画的に復旧等を実施する。特にき損範囲が大きい場合は、き損状況を調査して整備委員会を設置し、その復旧方法の具体的検討を経た上で行うものとする。

現状変更申請を要しない復旧（※）の場合、市教育委員会はき損への対応や復旧が終了した時点で、文化庁に終了報告を行う。

※現状変更申請を要しない復旧とは、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条による、き損や衰亡の状態が軽微で史跡の価値に影響なく現状復旧が可能な場合、き損や衰亡の拡大を防止するための応急処置を行う場合、または復旧が明らかに不可能であってき損又は衰亡した部分を除去する場合をいう。

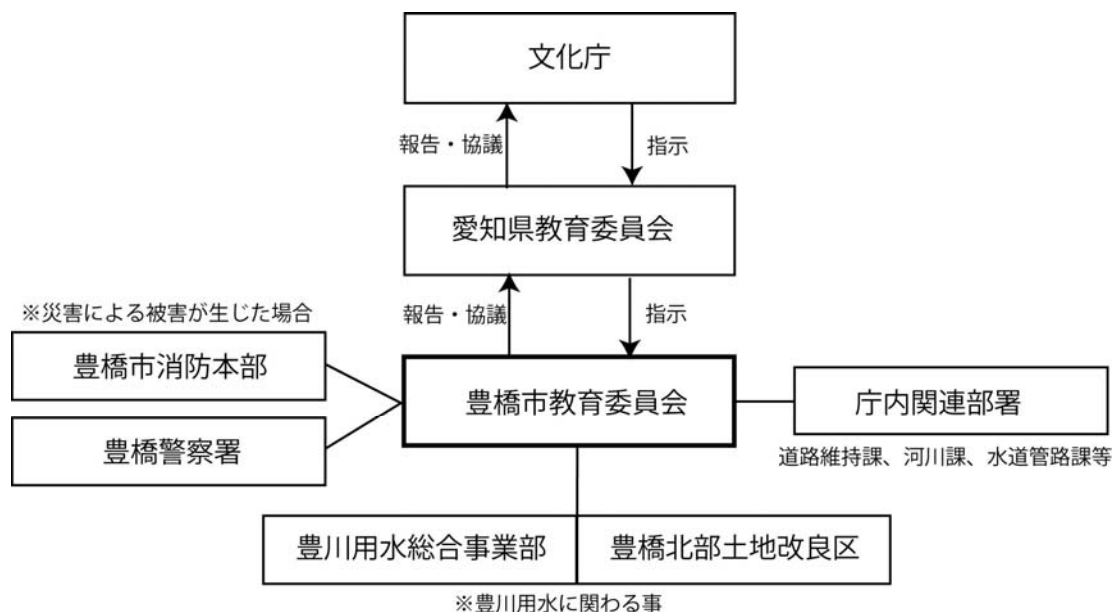


図 36 災害時等の連絡体制図

(6) 史跡の日常的な維持管理

市教育委員会は、日常的、定期的に、史跡とその周辺の巡視、点検を行い、適切な保存がなされているかを確認する。墳丘や石室などの遺構に軽微なき損や衰亡の兆候が見られた場合、関係機関（国・県）と協議の上、小規模な復旧及び小修理による現状復旧を行う。文化庁への届出等の対応は、「(5) 自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応」にならう。既設の看板や境界杭などの管理施設は、日常的に清掃や軽微な補修等を行い、適切な機能を維持する。

3 現状変更の取扱い

史跡指定地内の現状変更の取扱基準は次のとおりである。

表 17 史跡指定地内の現状変更の取扱基準

項目		取扱基準	許可権者	法令根拠 ※1
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土その他、遺構に影響を与える土地の改変は認めない。	—	—
史跡の保存・整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	許可のうえ、認める。	文化庁	①
	必要な試験材料の採取	許可のうえ、認める。	市	②チ
	保存のための調査	土地の発掘及び障害物の除却その他調査のために必要な措置を行う場合は、許可のうえ認める。	市	④
建築物等 ・農業用倉庫	新築、増築、改築	これを認めない。	—	②イ、③
	除却	許可のうえ、 建築又は設置の日から 50 年を経過したもの 認める。 建築又は設置の日から 50 年を経過していないもの	文化庁 市	① ②へ
工作物 ・組立水路 ・その他	設置	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限り、許可のうえ認める。	市	②ハ
	改修	許可のうえ、 設置の日から 50 年を経過したもの 認める。 設置の日から 50 年を経過していないもの	文化庁 市	① ②ハ
	除却	許可のうえ、認める。	市	—
道路 ・市道石巻本町 5 号線、市道石巻本町 30 号線	新設	これを認めない。	—	—
	舗装、修繕	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴うものは、これを認めない。 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものは、許可のうえ認める。	— 市	— ②ハ
史跡の管理に必要な施設 ・史跡標識 ・説明板 ・境界標 ・囲い その他	設置	許可のうえ、認める。	市	②ニ
埋設物等 ・豊川用水 ・上水道管 ・その他	設置	A 地区はこれを認めない。 B 地区は、地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常生活にとって真に必要な不可欠である場合に限り、許可のうえ認める。	— 文化庁	— ①
	改修	地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常生活にとって真に必要な不可欠である場合に限り、許可のうえ認める。	市	②ホ
	除却	許可のうえ、認める。	市	—

項目		取扱基準	許可権者	法令根拠 ※1
立竹木 (※2)	植栽・抜根	A地区は、予め市教育委員会に相談した上で、許可のうえ認める。ただし真に史跡の保存活用に資するために必要なもの、もしくは景観形成上、防災上必要なものに限る。	文化庁	①
		B地区は、予め市教育委員会に相談した上で、許可のうえ認める。	文化庁	
	維持管理	日常的な維持の措置（古損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理など）については、許可を要しない。	—	①
	伐採	許認可申請のうえ、認める。	市	②ト
田畑・ 果樹園	耕作	許認可申請を要しない。 耕作には、日常的な農作物、果樹の管理（枝払い等）や、重要遺構が埋蔵されている深度に達しない程度の耕作地の管理に伴う掘削を含む。	—	—
	新たな果樹植栽（※3）及び果樹改植（※4）、抜根	予め市教育委員会に相談した上で、文化庁の許可のうえ、認める。	文化庁	①
復旧工事	自然災害などにより史跡が被害を受けた場合	非常災害のために必要な応急措置、又は史跡の保存への影響が軽微な工事は、許認可申請を要しない。	—	①、⑤
		史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事は、許可のうえ、認める。	文化庁	

※1 根拠とする法令等は下記のとおりとする。

- ①文化財保護法 第125条第1項
- ②文化財保護法施行令第5条第4項第1号（カタカナは号の細分を示す）
- ③農地法第4条及び農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
- ④文化財保護法施行令第5条第4項第2号
- ⑤文化財保護法第127条第1項、現状変更等の許可申請等に関する規則第4条

※2 立竹木とは、営農活動に伴う果樹を除く。

※3 「新たな果樹植栽」とは、耕作していない土地や他の作物を作っていた土地に新しく果樹を植えることを指すものとする。（「植栽」は植物を植えること）。

※4 「果樹改植」とは、既存の果樹の伐採、抜根、土壌改良、植え付けなどを指すものとする。（「改植」は植物を植え直すこと）

4 追加指定の方針

今後保護を要する箇所として、馬越長火塚古墳脇に水路敷1筆（C地区）が存在する。この土地は、地権者が複数おり指定の同意とりまとめが困難であったため、未指定地として残っている。引続き地権者に史跡保護の理解を求め、速やかに追加指定を行う。